

聖籠町告示第6号

聖籠町予防接種料助成実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年2月14日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町予防接種料助成実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町予防接種料助成実施要綱（平成21年聖籠町告示第30号）の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までの規定中「要綱」を「告示」に改める。

第4条中「要綱」を「告示」に改め、同条中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とする。

第6条第1項の表中

「

流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	幼児	1回
水痘(水ぼうそう)	接種日において満1歳から満3歳未満の幼児	2回
インフルエンザ菌b型(ヒブ(Hib))	接種日において満5歳未満の乳幼児	4回
小児肺炎球菌	接種日において満5歳未満の乳幼児	4回
ロタウイルス(2回接種ワクチン)	接種日において生後6週から32週までの乳児	2回
ロタウイルス(3回接種ワクチン)		3回

を

「

流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	幼児	1回
ロタウイルス(2回接種ワクチン)	接種日において生後6週から32週までの乳児	2回
ロタウイルス(3回接種ワクチン)		3回

に

改める。

同条第2項の表中

「

流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	2,000 円
水痘（水ぼうそう）	全額助成
インフルエンザ菌 b 型（ヒブ（Hib））	全額助成
小児肺炎球菌	全額助成
ロタウイルス（2回接種ワクチン）	7,500円
ロタウイルス（3回接種ワクチン）	5,000円

を

「

流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	2,000 円
ロタウイルス（2回接種ワクチン）	7,500円
ロタウイルス（3回接種ワクチン）	5,000円

に

改める。

第10条中「要綱」を「告示」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。